

国自技環第 200 号の 3
令和 4 年 3 月 31 日

社団法人 日本建設業団体連合会会長 殿

国土交通省自動車局長（公印省略）

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正に
伴う基準緩和車両の取扱いについて

標記について、別添のとおり、地方運輸局長あてに通知したので、貴傘下団体あて
に周知願います。

別添

国自技環第200号

令和4年3月31日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

} (単名各通)

国土交通省自動車局長

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正に
伴う基準緩和車両の取扱いについて

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）
第55条の規定による基準緩和の認定を受けている自動車について、「基準緩和自動
車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について（国自技環第199号、令
和4年3月31日）の施行に伴う取扱いについて、下記のとおり定めたので遺漏なき
よう取り扱われたい。

記

現に保安基準第55条の規定により、保安基準第4条（車両総重量）または第4
条の2（軸重等）のいずれか一方の基準緩和の認定を受けている長大又は超重量で
分割不可能な単体物品を輸送する自動車であって、基準緩和の期限が付されている
ものにあっては、緩和の期限満了日以降も当該基準緩和の認定が有効なものとして
運行することができる。

なお、申請者から申し出のあった場合には、職権により基準緩和の期限を削除す
ることができる。